

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第 8 条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第 4 条（第 4 項を除く。） （許可の基準）、第31条の23において準用する第 7 条（承認）、第31条の23において 準用する第 7 条の 2（承認）、第31条の23において準用する第 7 条の 3（承認）
処 分 基 準： 法第31条の23において準用する第 8 条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 法第31条の23において準用する第 4 条第 1 項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：